

(8) 特定施設入居者生活介護

①サービスの質

番号	相談者	苦情・相談内容	対応及び結果
1	家族	<p>【要旨】 事業所の対応に不信感がある</p> <p>【概要】</p> <p>利用者は、他県で脳腫瘍の治療をしていたが再発したため、本人の希望で郷里に帰り当該ホームに入居した。入居時の話し合いで、食べられなくなったら、市立病院に入院し点滴治療をするとの意向を伝え、事業所も了承した。</p> <p>しかし、事業所は利用者が希望しない胃ろうを再三勧め、管理者は市立病院に入院できるよう協力病院に頼むと言っていたが何もしていなかった。</p> <p>利用者は急変し入居18日目に亡くなった。状態悪化時の対応も悪く、管理者は協力病院に入院のお願いをするとは言っていないと言い、不信感がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高熱が出たが、38.5℃以上でなければ薬は飲ませないと言われた。非常識的な対処だが、根拠があるのか。 ・ 入居者から月1回の提示でよい健康保険証や介護保険証・限度額適用認定証を預かりと称して取り上げ、他の病院には行きづらいようしている。 ・ 入居者の症状によって治療は変わるので、症状が悪いので治療を止めると、事業所は当初決めたことは守るべだと説教をした。入居者を無視し、協力病院との関係を重視する態度である。 ・ 管理者は日々の記録を入居2週間経過して初めて見たのか、「脱水症状かな」とつぶやいた。職員は入居者の食事・健康状態を見ず、ひたすら記録に追われている。監督官庁は記録書類から現状は把握できない。モニタリングが必要である。監査では入居者及び家族にも話を聞いてほしい。 ・ 緊急時の職員の対応は、非常に緩慢であった。施設の特性から、現状では問題なさそうだが、緊急時に本当に対応できるのか疑問である。 	<p>相談者は当初苦情申し立てをするとの意向であったため、本会の苦情処理や対象外事案について説明を行った。</p> <p>後日文書が届いたが、苦情申し立ては行わず、指導監査に役立ててもらいたいとの内容で記載されていたため、県に当該文書を添えて報告することで了承を得た。</p>

2	子	<p>【要旨】 有料老人ホームの現状について</p> <p>【概要】</p> <p>父は要介護4。トイレに10分しか座れないのに、職員は30分放置し転倒させた。検査の結果怪我はなかった。</p> <p>翌日、カンファレンスで転倒についての謝罪があり、父は誤嚥しやすいので食事には注意すると説明があった。後日、呼ばれて行くと、施設長は夜間看護師不在のため誤嚥に対応できることを理由に入院を勧めた。父はむせ込みがあるが時間をかけて摂取し痰も出せるので吸引するほどはない。夫が怒って「施設を出て行けということか」と聞くと施設長は黙っていた。それから施設長は挨拶もしなくなり相手を選んで話をするようになった。</p> <p>カンファレンスの時に言えば良いのに何故今なのか。介護施設に勤める妹に話を聞くと「誤嚥の人はどの施設にもおり、対応るのは当たり前」と言っていた。</p> <p>相談員や看護師に相談すると施設長は2～3日は挨拶をしたので、こちらからとつつけたような挨拶はいらないと断った。今は施設長に会いたくないので居ない時に行っている。施設に頻回に行くので煙たがられたのかとも思う。しかし、「なんでも言って下さい」と言ったのは施設長である。人を選んで話すのではなく平等に対応して欲しい。施設長が初心に戻ってくれたら良くなると思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は一生懸命介護してくれるが、短期間で入れ替わる。何か問題があるのか。 ・休みの日は職員が極端に少ない。勤務体制に問題はないのか。 ・イベントは少なく似たようなことの繰り返しがある。創意工夫をしてもらいたい。 <p>入居者や今後入居する人のためにも改善してもらいたいので、抜き打ちで監査を行いホームの現状を見てほしい。</p>	<p>長時間にわたりこれまでの経過や思いを話されたため傾聴する。本会の役割と監査は県及び市町村の対応になる旨説明し、本会から県への月例報告を行うことで了承された。</p>
---	---	---	---

(8) 特定施設入居者生活介護

②管理者等の対応

番号	相談者	苦情・相談内容	対応及び結果
1	子	<p>【要旨】 施設の一方的な退居要請について 【概要】 父は転倒を繰り返すため精神科を受診し、てんかんの薬を処方された。 今年3月も転倒し入院した。転倒の原因は不明で、うつ病と診断され抗うつ剤が処方された。 退院後、父は認知症の症状がみられたため、医師に相談して全ての薬を止めてもらった。しかし、1週間後もまだ一部の薬を内服させられていた。職員は薬を止めたことは聞いていないと言っており、情報が共有されていなかった。 3日前、施設長から連絡があり、「お父さんはてんかん発作を起こしたので、このような状態であれば施設ではみられない。また、認知症で10分毎にトイレコールがあり困っている。家族に泊まって欲しいが、無理なら精神科に入院してください」と言われた。「付き添えない」と言うと、施設に一切責任を問わない旨の念書にサインを求められた。仕方がないのでサインはせず、姉が泊まりトイレ介助などを行った。 その夜、父は痙攣で緊急入院した。腎盂腎炎の診断で絶食の指示があり、抗生素を処方された。 昨日病院に施設長が父の様子を聞いてきたことと、退院後は受け入れない旨の電話があったとソーシャルワーカーから聞いた。 何故、施設長は直接家族に言わないのであるのか。契約書には2週間以上の入院は退居と記載がある。</p>	<p>相談者は、利用者の状態について年相応の認知症と言い、詳細は話されず。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・念書を書かせる施設もあるようだが、書いたとしても施設側のミスで何かあった場合は、責任を問われることもあると説明。 ・退居にあたっては、施設は支援するよう決められているが、細かい規定はないので双方で話し合いを勧めていると説明。 ・本会が対応できることと対象外事案、苦情処理について説明する。相談者の意向を確認すると、本会の施設への対応は希望されず、今後の施設の対応次第で、苦情申立を検討したいと言われるため、苦情申立書を渡し終了する。